

介護老人保健施設勝沼ナーシングセンター通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人景雲会が開設する介護老人保健施設勝沼ナーシングセンター(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、基本的には、身体拘束や抑制する行動の制限を行わないよう努める。但し自傷他害の恐れ・生命や身体の保護が出来ない場合に限り、医師の判断のもと、利用者及び扶養者から、同意(書面)を得て身体拘束その他利用者の行動を制限する。又、身体拘束を行っている利用者に対し、定期的に身体拘束委員会で検討し、身体拘束解消に向け努力する。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、品良く、明るく、やさしい介護を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。又、事故発生の防止の為に委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター |
| (2) 開設年月日 | 平成14年4月1日 |
| (3) 所在地 | 甲州市勝沼町菱山中平4300 |
| (4) 電話番号 | 0553-44-5311 |
| (5) 管理者名 | 理事長 村田 憲一 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当通所リハビリテーションの従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|---|------------|
| (1) 管理者 | 1人【医師と兼務】 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 看護・介護職員 | 2人以上 |
| (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士 | 2人以上【老健兼務】 |
| (5) 管理栄養師 | 1名【老健兼務】 |
| (6) その他 | 必要数 |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師及び理学療法士・作業療法士その他、専ら指定通所リハビリテーションの提供にあたる通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、通所リハビリテーション計画を作成する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第7条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 3 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(営業日及び営業時間)

第8条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第9条 通所リハビリテーションの利用定員数は、20人(1単位)とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第10条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーション計画に基づき、若年性認知症利用者に対し、ケアを行う。
- 6 通所リハビリテーション計画に基づき、低栄養状態の改善を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理（栄養マネジメント）を実施する。
- 7 通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔掃除の指導若しくは実施を行う。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食事療養費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

甲州市、笛吹市春日居町、笛吹市御坂町、笛吹市一宮町の全域と、山梨市の区域とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・飲酒・喫煙は、禁止する。
- ・火気の取扱いは、禁止する。
- ・設備・備品の利用は、当職員へ許可をとること。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、禁止する。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、当職員へご相談下さい。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、1名任命する。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(従業員の服務規律)

第15条 従業員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業員の質の確保)

第16条 従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業員の勤務条件)

第17条 従業員の就業に関する事項は、別に定める医療法人雲会景の就業規則による。

(従業員の健康管理)

第18条 従業員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理・感染症対策)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 6 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に行う。
- 7 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(守秘義務)

第20条 施設従業者に対して、施設従業者である期間および施設従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(高齢者虐待防止)

第21条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業者へ周知する。
- 2 虐待の防止のための指針の策定を行う。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人景雲会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成14年 4月 1日より施行する。

平成17年 2月 1日改正

平成17年10月 1日改正

平成17年11月 1日改正

平成18年 4月 1日改正

平成21年 4月 1日改正

平成24年 4月 1日改正

令和 3年 4月 1日改正